



Title	日米関係（沖縄返還）10(東郷・スナイダー（一〇・二九） 外務省外交史料館レファレンス番号：H223558)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(4)No.8 公開日：平成23年2月18日 外務省外交史料館管理番号：2011-0023 CD・DVD番号：H22-021
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43785
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

東郷、又下介、
一〇、三九

極秘

2 大臣	系局長	下田大臣	2011年11月10日午後
1 次長			
3 事務次長	系局長	系局長	系局長
4 法務			

東郷、ステーション公館 (11月10日午後祝日住宅)

11.10

北一長 (同席)

1. 概

2. 概 本日の訓令は大臣に閣内閣外に
2. 4の文言は2112は何を言っているか
大臣に閣内閣外に2112は何を言っているか

大臣に閣内閣外に2112は何を言っているか
大臣に閣内閣外に2112は何を言っているか

大臣に閣内閣外に2112は何を言っているか
大臣に閣内閣外に2112は何を言っているか

大臣に閣内閣外に2112は何を言っているか
大臣に閣内閣外に2112は何を言っているか

2011年11月10日 北一長 (同席) 系局長 (同上) 系局長 (同上) 系局長 (同上)

2. 2112-4

(1) 2112-4: 先日の閣内閣外に 閣内閣外に INSIST

これは「台湾地域... 禁煙...」の削除... 可能
性があるかの如くであった。

(2) 2112-6: 「閣内閣外に閣内閣外に閣内閣外に
閣内閣外に閣内閣外に閣内閣外に閣内閣外に

(2) 閣内閣外に閣内閣外に閣内閣外に閣内閣外に

(3) 2112-9: 閣内閣外に閣内閣外に閣内閣外に閣内閣外に

閣内閣外に閣内閣外に閣内閣外に閣内閣外に
閣内閣外に閣内閣外に閣内閣外に閣内閣外に

閣内閣外に閣内閣外に閣内閣外に閣内閣外に
閣内閣外に閣内閣外に閣内閣外に閣内閣外に

閣内閣外に閣内閣外に閣内閣外に閣内閣外に

3. 在米企業
 「2」より 別添 1. の工業令と改訂案 AII
 (2-142, 2-277 が同文とあり) (11/24)
 別添 2. の大臣宛米大使宛書簡 夏相 (7
 8日局長宛) AII 10日在米比一長と電送
 (7/26/4)
 と、(2)に基()を呈示。コレ=イ条と改訂案
 「免す是れ、以上の範圍より」 PRESENT U.S. BUSINESS
 INTERESTS (アライマン挿入) 正提議に於()、米
 米例内部に「PROTECTION AND CONTINUATION,
 (米正意) (米例内部の書簡の表、自国の文書に在りて)
 の再挿入を正提議者が出すことにより、
 当方と國執せす。其在書簡より24日当方
 米例提議の
 是「EQUITABLY AND ADEQUATELY」に於()、
 45日かにかに於()と述す、(2)は提議を正
 始した。 (後例) EQUITABLY として各連絡取
 上りて (2)より上り両家正有國に協同してある

4. 財政面
 「2」より 本日の本稿. 22-142 以後で
 大臣と進展がみいれられ、今後の交渉の
 進め方 (引続々、東京で行なうか、一旦打切って
 總理待生()
 プレハブ()再検討か) については 米部内で
 協議する予定と述べられた。